欧州議会、強制実施権の規則案に対する立場を採択

2024年3月19日
JETROﾃﾞｭｯｾﾙﾄﾞﾙﾌ事務所

欧州議会は、2024年3月13日、同日の本議会にて、2023年4月に欧州委員会により提案された強制実施権の規則案（「欧州委員会、欧州全体の強制実施権の付与に関する規則案を発表（2023年5月3日）」）に対する立場を賛成多数（賛成：484票、反対：121票、棄権：20票）で採択された旨、プレスリリースにて公表した。

欧州議会による修正箇所（全部で98か所）のうち、主要な事項と考えられる部分は以下の通り（下線は修正部分）。

- 本規則の目的は、国境を越えたEUの危機もしくは緊急事態において、公益を保護するために一時的かつ非独占的なEU強制実施権を付与できるようにすることである。本規則は、EUの危機または緊急事態に関連して、加盟国に危機関連製品を供給するために必要な知的財産権のEU強制実施権を、最後の手段として付与するための手続きおよび条件に関する規則を定めるものである。このため、権利者と被許諾者との間で4週間以内に事前の自発的合意が得られなかった場合、欧州委員会は、EU強制実施権を付与することができる。（第1条）。
- 「危機モードまたは緊急モード」とは、この規則のAnnexに記載されている危機モードまたは緊急モードのうち、該当するものを意味し、同規則のAnnexに記載されているEUの危機もしくは緊急メカニズムに関連して、同規則のAnnexに記載されているEU法のいずれかに従って発動または宣言されたものをいう（第3条第1項(-a)）。
- 「危機関連製品」とは、危機もしくは緊急事態に対応するため、またはEUにおける危機もしくは緊急事態の影響に対処するために不可欠な製品またはプロセスであって、強制実施権の付与が、当該製品またはプロセスの十分かつ適時の利用可能性および供給を確保する唯一の手段であるものをいい、第6条に基づく諮問機関のガイダンスに従って欧州委員会が決定する（第3条第1項(a)）
- 欧州委員会は、危機モードまたは緊急モードにおいて、危機関連製品の供給を確保することを目的とした自発的合意が、権利者と被許諾者となる可能性のある者との間で4週間以内に成立しなかった場合、EU強制実施権を付与することができる（第4条第1項）。
- 範囲、使用分野、必要量、及び強制実施権が付与された特定の目的に完全に合致し、かつ、EU内で付与された危機モードまたは緊急モードの範囲及び期間と厳密に関連する期間に関する厳格な制限を有すること（第5条第1項(b)）。
- 危機関連製品の製造および流通に関連する責任または保証については、被許諾者が

責任を負うことを明記し、製造物責任の請求から権利者を除外する（第 5 条第 1 項(fa)）。

- 既存の適格な諮問機関が存在しない場合、第 2 項の任務は、欧州委員会が設置する特別諮問機関（「特別諮問機関」）が行うものとする。欧州委員会は、特別諮問機関の議長を務め、その事務局を確保する。特別諮問機関は、国内法に基づいて国内強制実施権を付与する権限を行使する各加盟国の機関および団体の代表で構成される（第 6 条第 5 項）。
- 欧州委員会は、諮問機関の意見を最大限尊重しなければならない。欧州委員会が諮問機関の意見に従わない場合には、本条第 7 項および第 8 項に基づく欧州委員会の権限を損なうことなく、その決定の理由を諮問機関に説明しなければならない（第 7 条第 2 項(a)）。
- 報酬は、強制実施権によって管理される適切な活動から被許諾者が生み出す総収入に基づいて決定されるものとする（第 9 条第 2 項）。
- （第 10 条第 1 項における被許諾者が果たすべき義務において）EU 強制実施権により生産された製品の詳細な説明(ca)、EU 強制実施権に関連して入手した情報を極秘に扱い、特に、欧州委員会の同意なしに営業秘密を第三者に提供しないこと(cb)、第 13a 条第 3 項に従って欧州委員会が命じた、権利者の営業秘密の秘密を保持するために必要なあらゆる措置を実施すること(cc)、第 13a 条第 2 項に従って開示された営業秘密を、EU 強制実施権の存続期間を超えて、又は第 13a 条第 2 項に基づき合法的な使用とみなされる以外の目的で使用しないこと(cd)。
- 厳格に必要な場合、欧州委員会は、本規則に基づき EU 強制実施権が付与された目的を達成するために必要なノウハウを被許諾者に提供するために必要な範囲で、被許諾者に対し、権利者の営業秘密の開示を要求するものとする。被許諾者による営業秘密の合法的使用は、EU 強制実施権が付与された目的を達成するために、危機関連製品の製造に厳格に限定されるものとする（第 13a 条第 2 項）。
- 権利者が営業秘密の開示を要求された場合、欧州委員会は、営業秘密の開示に先立ち、被許諾者に対し、特に第三者との関係において、営業秘密の秘密を保持するために必要であると権利者が合理的に特定する あらゆる適切な技術的及び組織的措置（適切な場合には、モデル契約条項の使用、秘密保持契約、厳格なアクセスプロトコル、技術基準又は行動規範の適用を含む）を講じるよう命ずるものとする。被許諾者が欧州委員会の要求する必要な措置を実施しない場合、欧州委員会は、被許諾者がその状況を是正するまで営業秘密の開示を保留するか、場合によっては停止することができる（第 13a 条第 3 項）。
- 営業秘密開示の対価として、指令(EU)2016/943 に従い、権利者に適切な報酬を支払う（第 13a 条第 4 項）。
- 欧州委員会が第 1 項および第 2 項の追加措置の採択を検討する場合、第 6 条の諮問機関に諮問するものとする（第 13a 条第 5 項）。

欧州議会での議論を経て、規則案の段階では不明確であった強制実施権の付与のための条件や手続きがより明確になったといえる。特に、「危機関連製品」の定義がより明確となった点、欧州委員会が、諮問機関の意見を最大限尊重しなければならない点や、被許諾者の義務などがより具体化した点などは、権利者にとって安心できる材料であると言える。

他方で、強制実施権を補完する追加措置として、欧州委員会が営業秘密の開示を要求できる点は、権利者にとって不安材料であると言える。これについて、前文 32a では、「・・・追加的な情報及びノウハウが必要であり、その一部が未開示の営業秘密である場合、本規則に従った欧州連合の EU 強制実施権の行使の目的のみを達成する観点から、その必要な営業秘密を開示することは、欧州議会及び欧州連合理事会指令（EU）2016/943 の第 3 条（2）及び第 5 条の意味において合法的であると考えられるべきである。本規則は、EU 強制実施権の目的を達成するために厳密に必要な場合にのみ営業秘密の開示を要求しているが、指令（EU）2016/943 に基づき営業秘密に与えられている保護を維持するように解釈すべきである。」としており、既存の指令との整合が図られるように解釈すべきとしている。

なお、条文に該当する部分が見当たらないが、前文 24 において、「手続きを開始する前に、欧州委員会は、関連するすべての知的財産権とその保有者を特定すべきである」としている。この点、危機関連製品の分野等によってはその特定は困難であるため、特定に相当の時間が掛かるとも考えられるため、実効性をどのように担保するかについては課題があると考えられる。

今後、本規則案は EU 理事会で審議されることになる。

－　欧州議会によるプレスリリース等は、以下参照　－

（プレスリリース）

Compulsory licensing: MEPs ensure EU access to strategic products in crises

（採択された立場）

European Parliament legislative resolution of 13 March 2024 on the proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on compulsory licensing for crisis management and amending Regulation (EC) 816/2006 (COM(2023)0224 – C9-0151/2023 – 2023/0129(COD))

－　強制実施権の規則案に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照　－

- 欧州委員会、欧州全体の強制実施権の付与に関する規則案を発表（2023 年 5 月 3 日）（PDF）
- 欧州委員会、知的財産権の強制実施権に関する報告書を公表（2023 年 2 月 13 日）（PDF）
- 欧州委員会、特許の強制実施権の枠組みについての意見募集を開始（2022 年 4 月 5 日）（PDF）

- 欧州委員会、知的財産に関する行動計画を採択・公表（2020 年 11 月 25 日）（PDF）
- 欧州委員会、知的財産行動計画策定に向けた意見募集を開始（2020 年 7 月 14 日）（PDF）

（以上）